

青梅市立第七中学校 いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月

青梅市立第七中学校

1 いじめ防止のための基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係のある生徒から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットによるものも含む）を受けたことにより、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられている生徒がいじめだと感じているものはいじめとなる。

※ 「いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月）」抜粋

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

この附帯決議の趣旨は、もし、生徒本人が、苦痛を感じていない場合であっても、いじめに該当する事例はあり得るということである。この趣旨を踏まえ、本校のいじめ問題対策委員会では、加害性との行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することもある。

※ いじめの定義に係る用語の解釈および留意点については「青梅市の基本方針」「国の基本方針」を参照のこと。

(2) いじめ防止に対する基本的な考え方と主な視点

<基本的な考え方>

1 いじめ防止のための基本方針として、以下の3つのポイントをあげる。

- 本校に関わる全員で、「いじめを許さない」、「見過ごさない」雰囲気を作り出す。
- 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 思いやりのある温かい学級・学年・学校づくりを推進する。

学校は、いじめの早期発見・早期対応を図ることが重要である。そのため、教師がいじめの兆候を鋭く捉えるとともに問題を全教職員で共有し、解決に向けた確固たる指導体制の下、迅速に対応する。

しかし何より大切なのは、日頃からいじめが起きない教育活動を展開することである。いじめは対人関係における問題であるとの認識に基づき、

2 学校全体の取組

(1) 校内体制に関すること

日頃から校長を中心として、いじめの未然防止、早期発見・即時対応を学校全体で行える組織を編制し、運営する。

ア 生活指導校内委員会

- 校内必置分掌として生活指導部を置き、管理職および生活指導主任、各学年の生活指導担当者で構成する。
- 毎週生活指導部会を開催し、校内の生活指導上の課題に関する情報交換、情報共有、指導内容等の協議を行う。
- 生徒の生活指導および特別な支援に関する問題に対し、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、教育相談担当、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラー、学校運営連絡協議会委員、民生児童委員等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

イ いじめ問題対策委員会

- いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、校内に「青梅市立第七中学校いじめ問題対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置する。

＜委員の構成＞管理職、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、当該学級担任（当該学級担任は、いじめ問題発生時に限る。）

＜会議の開催＞定例会を原則毎週開催する。（いじめ問題発生時はその都度開催する。）個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、いじめに関する情報収集、いじめ防止対策、いじめ問題発生時の対応について協議する。今後の対応策を決定する。

＜情報収集・共有＞生徒の様子で気になることがあったとき、生徒間でトラブルが発生したときなど、どんな小さな事案でも、「対策委員会」として教師から報告を受けるとともに、全教職員で情報を共有できるようにする。

＜いじめの認知＞教師から生徒の様子で気になることが報告された場合には、校長の方針の下、事実確認の方法を決定する。

上記確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。

＜対応方針の協議＞いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。対応方針について、学級担任等が保護者に伝

環境のツールの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続して指導する。

オ 保護者、地域、関係機関との情報交換体制、協力体制の確立

「いじめをさせない」、「いじめから子供を守る」ための組織をめざし、本校に関わる関係者と様々な機会を通して情報の発信、共有を図る。生徒が「いつでも、誰にでも相談できる体制」を作り安心感を与える。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 毎日の授業や生徒との交流を通して、生徒の実態把握を図る。

イ 一人一人が活躍できる学習活動の工夫

小規模・少人数を生かした個別最適な学習を推進する。

ウ 行事(運動会、校外学習等)や体験学習(職場体験、進路等)の充実を図り、心豊かな生徒の育成に努め、自己有用感を高め、自尊感情を育む機会として取り組ませる。

エ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。

オ 人とのかかわり方を身に付けるためのトレーニング

学級活動、部活動など協働学習を推進する。

(3) 思いやりのある温かい学級・学年・学校づくりを推進する。

ア 道徳教育・人権教育の充実、体験活動・ボランティア活動の推進

教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動・ボランティア活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

イ 思いやりのある学級・学年づくり、思いやりのある学校づくり

生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年づくりを進める。また、縦割の活動も生かし、思いやりのある学校づくりを推進する。

ウ 自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成を図る。

エ いじめ防止に深く関わりのある題材を取り入れ、道徳等の授業でいじめを許さない心情を深める授業を行う。

オ 人権週間における人権学習の充実を図り、日常の学校生活への振り返りを行う。

【いじめ発見のためのチェックシート】

【表情・態度】

- 笑顔がなく沈んでいる。
- 視線をそらし、目を合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎ込んでいる。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りを気にし、おどおどしている。
- いつも一人でいることが多い

【身体・服装】

- 体に原因不明な傷がある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れていたり、シャツやズボンが破れたり裂けたりしている。
- けがの原因をあいまいにする。
- 登校時に、体の不調を訴える
- 服に靴の跡がある。

【持ち物・金銭】

- かばんや筆箱などが隠される。
- ノートや教科書などに落書きがある。
- 机や椅子が傷付けられたり、いたずらされたりする。
- 靴や上履きが傷付けられたり、いたずらされたりする。
- 必要以上に金銭を持っている
- 作品や掲示物にいたずらされる。

【教員との関係】

- 教員と目を合わせなくなる。
- 教員との関わりや会話を避けようになる。

【言葉・行動】

- 他の生徒からの言葉かけが全くない。
- いつも一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校渋りや、忘れ物が多くなってきた。
- 職員室や保健室付近にいることが多い。
- 家から金品を持ち出す。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。

【遊び・友人関係】

- いつも遊びの中に入れない。
- 友人から不快に思う呼び方をされている。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- 付き合う友人が急に変わり、友達のことを聞くと嫌がる。
- グループでの作業などに入れてもらえない。
- 暴力的な遊びにいつも参加させられる。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- よくケンカが起こる。

<加害生徒へ>

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを気付かせ、いじめをやめさせる。
- 他の生徒に危害が及ぶ恐れがある場合は、別室等で個別にいじめをやめさせる指導を行う。
- いじめの事実を正確に把握し、組織的に対応する。

<被害生徒の保護者へ>

- 我が子を守り抜く姿勢を生徒に見せ、ひたすら生徒の話に耳を傾け、事実や心情を聞くよう伝える。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。
- 情報の提供等、先々の見通しをもたせ、不安を取り除く。

<加害生徒の保護者へ>

- 学校はいじめられた生徒を守ることを第一に考えて対応することを、明確に伝える。
- 加害生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。

イ 暴力を伴わない場合の対応

<被害生徒へ>

- つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」「絶対に守り通すこと」を約束し、生徒が安心して登校できるよう、心に寄り添った指導に徹する。
- 精神的ダメージについての的確に把握し、回復を支援する。
- 休み時間や登下校の際も、教師による巡回等、被害が継続しない態勢を整える。
- 被害生徒の被害の内容やつらい思いなどを親身になって聞くことにより、安心感をもたせる。また、スクールカウンセラー等との心のケアを行う。

<加害生徒へ>

- いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を迅速かつ正確に把握し、具体的な根拠を示しながらいじめをやめさせる。
- いじめが相手をどれだけ傷つけ、苦しめているかを、被害生徒の気持ちに着目させて気付かせ、いじめをやめさせる。
- いじめの事実を組織的な対応の下、迅速かつ正確に把握し、事実を整理する。

<被害生徒の保護者へ>

- 我が子を守り抜くという姿勢を生徒に見せるよう伝える。
- 我が子の話に耳を傾け、先入観をもたずに具体的な事実や心情を聞くよう助言する。
- いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

<加害生徒の保護者へ>

- 学校は被害生徒を守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。
- 加害生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。

＜加害生徒の保護者へ＞

- 学校は被害生徒を守ることを第一に考え、対応することを明確に伝える。
- いじめの解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらおう。
- いじめた生徒を責めず、事実を具体的に聞き取るよう助言する。
- 事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くよう促す。
- 加害生徒の保護者から、生徒を加害者扱いすることについての苦情が学校に対して寄せられることが想定されるが、生徒から「いじめられた」という訴えがあった場合、学校は被害生徒の立場で対応することを明確かつ毅然と伝える。

3 「ネット上のいじめ」への対応

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷の書き込みが行われ、短期間で被害が極めて深刻なものとなる。
- インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

ア 掲示板・ブログ等での「ネット上のいじめ」

- 掲示板・ブログ等への誹謗・中傷の書き込み
- 掲示板・ブログ等へ個人情報を無断で掲載
- 特定の生徒になりすましてインターネット上で活動を行う。

イ メールでの「ネット上のいじめ」

- メールで特定の生徒に対して誹謗・中傷を行う。
- 「複数の人物に対して送信するよう促すメール（チェーンメール）」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 第三者になりすまして送られる「なりすましメール」で「死ね、キモイ」などの誹謗・中傷を行う。

No. などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。

それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

(4) 未然防止のための主な指導事項

ア 掲示板等での被害を防ぐために

- 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

イ チェーンメールの被害を防ぐために

- 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか若しくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。
- チェーンメールの内容は、架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。
- チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となること。
- チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。
- チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

(6) 「ネット上のいじめ」が発見された際の保護者への対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合には、被害生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問などを行い、保護者と話合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。

加害生徒が明らかな場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行う。

加えて、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校における対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得る。

(7) 保護者への啓発

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていかなくてはならない。そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。また、保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要となる。

入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく。学校での携帯電話の取扱いに関する方針についても、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行えるようにする。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態発生の判断

【いじめ防止対策推進法】 第28条第1項

学校の設置者は又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下、「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法

重大事態に係る対処は、学校の設置者である青梅市教育委員会との密接な連携・強力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷うときなどは、教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

重大事態への対応は次の事項を基本とする。

- 1 いじめられた生徒の安全確保
- 2 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告をする。
- 3 青梅市いじめ問題対策連絡協議会が行う調査に協力する。
- 4 学校が事実に関する調査を実施する場合は、教育委員会や専門家の指導、助言を受けながら対応する。
- 5 調査の結果については、いじめを受けた生徒の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

(2) 重大事態発生の報告

- 重大事態の発生が確認された場合、学校は、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、電話等で、直ちに青梅市教育委員会に、重大事態を報告する。
その上で、数日以内に改めて、文書にて、青梅市教育委員会教育長宛てに、重大事態発生の経緯を報告する（この時点では、いじめの有無等について確認できていなくてもよい。）報告書の作成に当たっては、いわゆる5W1Hを明確にして事実のみを簡潔に記載し、推測や主観を記載しない。（被害の子供の保護者等に開示することが想定される文書であることを念頭に置く。）
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係の他の必要な情報も適切に提供する。
- いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と協議の上、在籍生徒や教職員に対する質問紙による調査や聞き取り調査を行う。
- 情報発信や報道対応については、プライバシーの配慮の上、正確で一貫した情報提供に努める。

6 いじめ防止のための年間計画

	情報収集、生徒理解	指導 啓発活動	対策会議 教員の資質向上等	その他
4月	・生徒アンケート ・要配慮生徒確認 面談①	・授業①	校内研修会①4/22	
5月		・朝礼講話	校内研修会②5/20	学校運営協議会①
6月	・いじめアンケート① ・面談(1, 2年)	・面談(全) ・SC面談 (1年)	・ふれあい月間 ・校内研修会③6/10 ・アンケート回答対応	
7月	・生徒アンケート ・学校サポート会議① ・校長面談(3年)	・いじめゼロ宣言ス ローガン作成 取組開始	校内研修会④7/8	
8月				学校運営協議会②
9月	・いじめアンケート② ・要配慮生徒確認 面談③	・命の日 9/4 命の週間 9/1~9/4 ・朝礼講話 ・道徳授業地区公 開講座 ・授業②	・校内研修会⑤9/19 ・基本方針見直し ・有効性の検証 ・アンケート回答対応	
10月	・生徒アンケート ・校長面談(2年)	・朝礼講話	・校内研修会⑥10/14 ・基本方針の評価・反 省	
11月	・いじめアンケート③ ・面談(全学年)	面談(全)	・ふれあい月間 ・校内研修会⑦11/11 ・アンケート回答対応	学校運営協議会③
12月	・生徒アンケート	・セーフティー教室 ・朝礼講話 ・いじめゼロ宣言ス ローガン取組振り 返り	校内研修会⑧12/9	
1月	・校長面談(1年)	・要配慮生徒確認	・授業③ 校内研修会⑨1/13	
2月	・アンケート④ ・学校サポート会議② ・校長面談(1年)	面談⑤	・ふれあい月間 ・校内研修会⑩2/17 ・アンケート回答対応	学校運営協議会④
3月	・生徒アンケート	・朝礼講話	・校内研修会⑪3/10 ・学校評価 ・次年度計画	